

市内区
大阪市
4

福祉などで市と協議

自動償還4月以降実施で準備

大阪市内4地区(北部・東部・西部・南部)は、医療・福祉などの諸課題を2018年12月21日、大阪市と協議した。

大阪府が18年4月に福祉医療費助成制度を改悪したこともない、そ



協議に当たり挨拶する小澤力理事長
=2018年12月21日、大阪市役所

れまで1医療機関当たり患者負担は月2日(1000円)を上限とし、3日目を降の支払いはなかったが、「老人」「障がい者」は3日目を降の負担も500円を負担することになった。ただし、1カ月の医療費負担が3000円を超えた場合、申請すれば、超過分は償還される。協議で市側は、14月(予定)以降の申請書で、自動償還を希望してもらえば、その後の受診分については医療機関からのレポート情報から上限を超えた金額を払い戻す」と説明した。払い戻しまでの期間は、5カ月程度との見通しを述べた。

指定医療機関への検査では、一般と生保患者の点数差が大きい医療機関を中心に、月1件を予定しているとした。

このほか、高すぎる国保料の引き下げや歯科口腔保健事業の拡充などを求めた。

当日は、小澤力理事長、辻本勝一、戸井逸美、富本昌之、吉田裕志各副理事長と事務局9人が参加した。

12月生涯研

口腔機能発達不全症を学ぶ

臨床学部は12月16日、M&Dホールで「新たに保険収載された『口腔機能発達不全症』を含めた歯・口腔の健康に臨床医はどのようにアプローチできるか」を小椋幹記氏(社会医療法人敬和会大分歯病医院口腔顎顔面外科・矯正歯科矯正歯科部長)を講師に開催し、53人が参加した。



小椋氏は、口腔機能発達不全の特徴、トレーニングの実際と症例を解説、構音訓練の活用、MFTによる

不正咬合の改善などを説明した。

受療権守る運動を

第21回会

小澤理事長が挨拶

協会は12日、第21回理事會を開き、小澤力理事長が年頭挨拶で、「安倍政権は戦争できる国、世界で一番企業が活動しやすい国を目指しているが、数や権力で押しつぶす政治はいつまでも通用しない。社会保障が切り捨てられる一方で軍事費は増強されてきた。協会理事會として、社会保障、市民の受療権を守る活動を役員・事務局一体となって進めたい」と述べた。

春夏秋冬

カジノ万博開催

2025年に開催される万博の開催地が昨年11月、大阪に決まった。カジノ誘致を自論む大阪維新が万博を口実とした夢洲への交通アクセス整備など、巨

どの程度膨らむかの予測さえない。経済効果2兆円の試算も、来場を見込む2800万人は、USJの年間来場者数の2倍であり、開催期間の半年で見込むのは「捕らぬ狸の皮算用」となりかねない。

大阪府は、昨年6月の大阪北部地震、9月の台風21号で多大な被害を受けたが、家屋や人的被害、停電地域が残る中、松井一郎大阪府知事は9月9日、万博誘致のためにヨーロッパへ外遊に出かけた。今も多くの屋根に見られるブルーシ

ートは、被災の爪痕を物語るが、「一部損壊」家屋への府・市の独自支援はほとんどない。

既に15年の住民投票で決着済みの「都構想」では、経済効果を「10年間で1兆1千億円」とする試算を昨年7月に公表したが、「嘉悦学園」に約1千万円で委託されたもので、大阪市議会で根拠を示せず、「恣意的で到底信用できない」と批判された。また12月

カジノよりいのち・暮らし優先に

々と暴露した。維新政治の10年間で大阪経済は良くなったか。府内総生産は13年度に愛知県に抜かれ全国3位に転落した。一人当たりの府民所得は07年度の280万円か

困調査)、子どもの貧困率に至っては21.8%で沖縄に次いで全国2位だ(山形大調査)。

府独自の医療費助成制度は昨年4月より改悪され、障がい者助成

が大幅に後退、老人助成は廃止となった。救命救急センターへの独自助成はカットされ、二重行政を理由に大阪南部の周産期拠点だった住吉市民病院も廃止された。

ウソとペテンで府民を騙し、密室政治で府民を無視し、財政難を理由に府民施策を大幅に削減するのが維新政治だ。今年4月には、統一地方選挙がある。維新政治を終わらせ、府民のいのち、暮らし、健康を最優先にする政治に切り替える絶好のチャンスだ。

社労士が解決！
身近な雇用トラブル

又は余儀なくされた場合、当該行為が使用者の指揮命令下に置かれたこととなり労働時間に該当します。

黙示命令

口頭であっても、業務の準備のために始業時刻より15分前に出勤するよう指示すれば、当然そのように、始業時刻より15分前に出勤するよう指示しています。問題ないでしょうか。

(30代・女性)

指揮監督下

労働時間とは、労働者が使用者の指揮監督の下にある時間のことであり、拘束時間から休憩時間を除いたもの。労働時間には、実際に働いている時間のほか、使用者の指揮下において待機している時間も含まれます。使用者の指揮監督には、積極的な指示だけでなく、黙示の指揮命令も含まれるとされています。業務の準備行為等を使用者から義務付けられ、診療前の準備時間は院長

(社労士・桂好志郎)

第7回 労働時間とは 診療開始前の準備や朝礼は労働時間

参加しなければ、その日の業務に支障があることがない場合でも、受付などが予想され、職員として開始後円滑に業務が行えるようにするために、やむを得ず早く出勤しなけを強制されたのと同じ結果になるので労働時間となります。

就業規則で、「〇〇までに集合して、朝礼に参加しなければならぬ」と定められており、業務の一つとして強制されている場合は労働時間になります。

②今日の作業の手順などを説明する場合



イラスト・辻井タカヒロ